

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
- 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可……(同)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(同)……五

告示(選)

- 平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……六
- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百四十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……六
- 平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……七
- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……七

- 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……八
- 台東区長選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決……一〇

告示(海区漁網)

- 東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限……三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……三
- ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……三
- 特定非営利活動法人の認定……(同)……五
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……(同)……五
- 開発行為に関する工事完了……(同)……五
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……五

告示

●東京都告示第千号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(基本重力測量)
- 三 測量の区域 品川区及び大田区各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月十五日から平成二十八年二月二十八日まで

●東京都告示第千一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西品川一丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年六月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称 西品川一丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年七月三十一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区 品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎一丁目及び広町二丁目各地内
- 四 事務所のある所在地及び設立認可の年月日 品川区西品川一丁目二番二十九号 平成二十五年七月三十一日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 平成二十七年六月十八日

●東京都告示第千二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年六月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

三井不動産株式会社及び江東区

二 事業施行期間

平成二十四年八月三十日から平成三十年九月三十日まで

で

三 施行地区

江東区豊洲二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区日本橋室町三丁目一番二十号 三井別館八階

六 施行認可の年月日

平成二十四年八月三十日

七 変更の内容

事業施行期間を平成三十三年二月二十八日まで延長する。

事務所の所在地を中央区銀座六丁目十七番一号五階に変更する。

八 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年六月十八日

●東京都告示第千二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」とい

う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

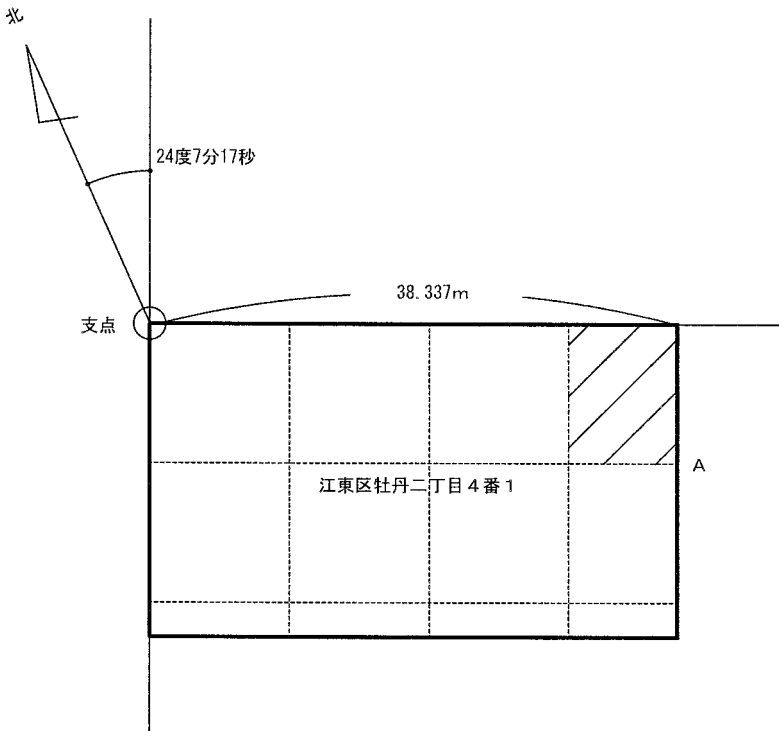
平成二十七年六月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区牡丹二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】

支点は、江東区牡丹二丁目4番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 24度7分17秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

- : 調査対象範囲
- - - - : 単位区画
- : 筆境界
- ▨▨▨▨ : 形質変更時要届出区域

【境界点座標】

A (X:-36,673.942 Y:-3,340.942)

※上記の境界点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十五年東京都告示第千三百三十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十八日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図一及び別図二のとおり(昭島市中町字後小欠及び同市拜島町字小欠地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

●東京都告示第十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第七百八十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十八日

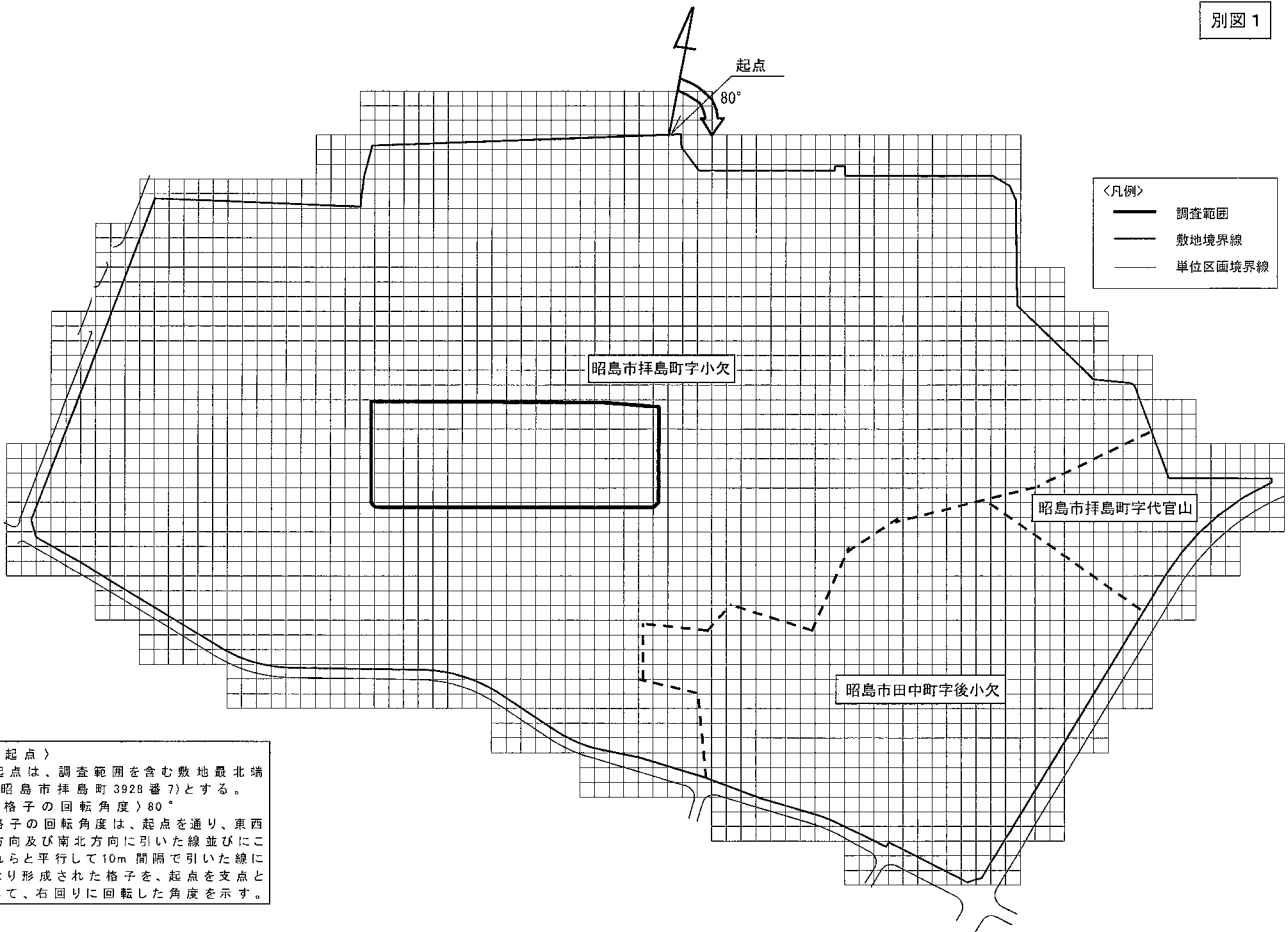
東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図一及び別図二のとおり（昭島市拝島町字小欠地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図 1

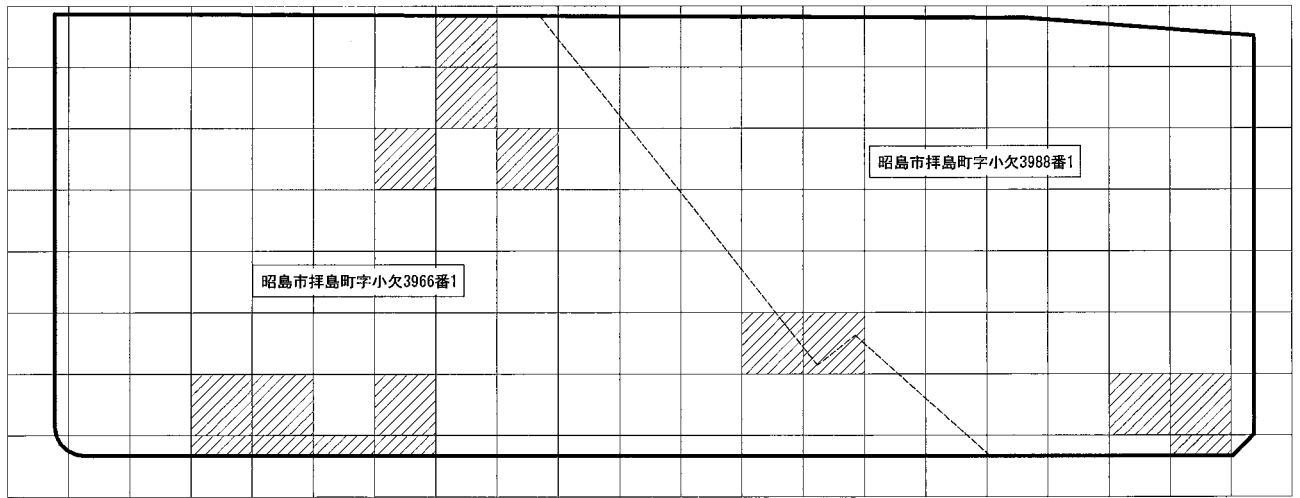
〈凡例〉

- 調査範囲
- 敷地境界線
- 単位区画境界線



〈起点〉
 起点は、調査範囲を含む敷地最北端（昭島市拝島町3928番7）とする。
 〈格子の回転角度〉80°
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、起点を支点として、右回りに回転した角度を示す。

別図2



〈凡例〉

- 調査範囲
- - - 筆境界
- 単位区画境界線
- //// 指定を解除する区域

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、山田忠昭後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第二百二十八号)の一部を次のように訂正する。

平成二十七年六月十八日

東京都選挙管理委員会

山田忠昭後援会の部2支出総額の項中「9,113,639」を「8,762,653」に、「96,689」を「447,675」に改め、同部4支出の内訳の項中「6,436,993」を「6,086,007」に、「5,437,155」を「5,086,169」に、「1,598,341」を「1,247,355」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、中村ひろしを応援する会及び山田忠昭後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第四百十三号)の一部を次のように訂正する。

平成二十七年六月十八日

東京都選挙管理委員会

中村ひろしを応援する会の部1収入総額の項中

「5,344,029」を「5,604,029」に、「4,616,719」を「4,876,719」に改め、同部2支出総額の項中「5,019,099」を「5,279,099」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「4,221,869」を「4,481,869」に、「3,831,869」を「4,091,869」に改め、同部4支出の内訳の項中「814,057」を「1,074,057」に、「585,340」を「845,340」に、「435,130」を「695,130」に、「3,128,662」を「3,388,662」に改める。

山田忠昭後援会の部1収入総額の項中「4473878」を「4824864」に、「96689」を「447675」に改め、同部2支出総額の項中「4190006」を「3845196」に、「283872」を「979668」に改め、同部4支出の内訳の項中「2,154,993」を「1,810,183」に、「1,310,532」を「965,722」に、「1276832」を「932022」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第十一選挙区支部及び山田忠昭後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第三百二十七号)の一部を次のように訂正する。

平成二十七年六月十八日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第十一選挙区支部の部3本年収入の内訳の項中「2,911,000」を「2,971,000」に、「8,427,000」を「8,367,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超

えるもの)の項中

「松長 千廣 120,000 宮城県仙台市」を
 「松長 千廣 120,000 宮城県仙台市」に、
 「野島 隆 60,000 板橋区」を
 「ダイエーハウス工業㈱ 60,000 板橋区」を
 「サンフラーA㈱ 60,000 板橋区」を
 「ダイエーハウス工業㈱ 60,000 板橋区」に改める。

山田忠昭後援会の部1収入総額の項中「4,455,963」を「5,151,759」に、「283872」を「979,668」に改め、同部2支出総額の項中「3,914,587」を「3,527,038」に、「541,376」を「1,624,721」に改め、同部4支出の内訳の項中「1,994,125」を「1,606,576」に、「1,189,301」を「801,752」に、「1,088,816」を「701,267」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第十五選挙区支部、自由民主党東京都第十一選挙区支部、自由民主党東京都第二十五選挙区支部、みんなの党東京都第一五区支部及び山田忠昭後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第二百二十九号)の一部を次のように訂正する。

平成二十七年六月十八日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第十五選挙区支部の部3本年収入の内

訳の項中「10,046,000」を「10,166,000」に、「11,680,000」を「11,060,000」に、「6,900,000」を「7,400,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中

「秋元 司 2,000,000 江東区」を
 「秋元 司 2,000,000 江東区」を
 「山口 明志 120,000 豊島区」に、
 「株式会社八洋 120,000 新宿区」を
 「医療法人社団育成会山口病院 120,000 豊島区」を
 「株式会社八洋 120,000 新宿区」に、
 「株式会社大木 100,000 文京区」を
 「公益社団法人江東区医師会 500,000 江東区」を
 「株式会社大木 100,000 文京区」に、
 「株式会社大木 100,000 文京区」を
 「志訓会 1,700,000 千代田区」を
 「志訓会 1,700,000 千代田区」を
 「江東区医師政治連盟 500,000 江東区」に改める。

自由民主党東京都第十一選挙区支部の部3本年収入の内訳の項中「10,627,002」を「10,737,002」に、「10,346,000」を「16,236,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中

「野島 隆 200,000 板橋区」を
 「野島 隆 230,000 板橋区」に改める。

自由民主党東京都第二十五選挙区支部の部4支出の内訳

の項中「24,630,928」を「25,225,188」に、「14,008,346」を「14,602,606」に、「41,611,236」を「41,016,976」に、「6,712,857」を「6,118,597」に改める。

みんなの党東京都第15区支部の部3本年収入の内訳の
 項中「8,137,000」を「8,237,000」に、「14,890,000」を
 「14,790,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を
 超えるもの)の項中

「小沢 年勤	100,000	豊島区	」を
「小沢 年勤	100,000	豊島区	」に、
柿沢 未途	100,000	江東区	」を
「横浜倉庫株式会社	100,000	港区	」を
株式会社協和エクスナ	100,000	渋谷区	」を
「横浜倉庫株式会社	100,000	港区	」に

山田忠昭後援会の部1収入総額の項中「3,978,906」を
 「5,062,251」に、「541,376」を「1,624,721」に改め、同部
 2支出総額の項中「750,096」を「1,833,441」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
 二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に
 ついて、自由民主党東京都支部連合会、自由民主党東京都
 第十五選挙区支部、自由民主党大田総支部、自由民主党東
 京都荒川区第二十七支部、自由民主党東京都第十一選挙区
 支部、自由民主党小金井総支部、日本共産党東京都委員会、
 日本共産党東京都中野地区委員会、民主党東京都新宿区支
 部、伊藤悠後援会、いのつめまさを育てる会、えぞえ亮
 一後援会、川松真一朗後援会、河野ゆうき後援会、酒井大
 史後援会、中村ひろしを支える会、山田忠昭後援会、渋谷
 区歯科医政連盟、滝沢会及びひめがきの会から訂正の報告
 があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治

団体の収支報告書の要旨(平成二十六年東京都選挙管理委
 員会告示第百三十四号)の一部を次のように訂正する。
 平成二十七年六月十八日
 東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都支部連合会の部6特定パーティーの概
 要の項中「6,541」を「6,506」に改め、同部7政治資金パ
 ーティーの対価に係る収入の内訳の項中
 「フナーラムフロンティア」 500,000 調布市 「」を
 「フナーラムフロンティア」 500,000 調布市 「」を
 全国たばこ販売政治連盟東 400,000 港区 「」に
 京地区本部
 東京都公衆浴場業政治連盟 300,000 千代田区 「」
 改める。

自由民主党東京都第十五選挙区支部の部3本年収入の内
 訳の項中「3,360,000」を「3,480,000」に、「10,900,000」
 を「10,780,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円
 を超えるもの)の項中

「秋元 司	2,000,000	江東区	」を
「秋元 司	2,000,000	江東区	」に
山口 明志	120,000	豊島区	」に
「株式会社長生金型製作所	120,000	千葉県長生 郡長南町	」を
医療法人社団育生會山口 病院	120,000	豊島区	」を
「株式会社長生金型製作所	120,000	千葉県長生 郡長南町	」に

改める。
 自由民主党大田総支部の部7資産の内訳の項中
 「21,259,529」を「16,259,529」に改める。

自由民主党東京都荒川区第二十七支部の部1収入総額の
 項中「1,745,251」を「1,586,851」に、「1,577,096」を
 「1,418,696」に改め、同部2支出総額の項中「639,820」
 を「481,420」に改め、同部3本年収入の内訳の項中
 「176,000」を「17,600」に改める。

自由民主党東京都第十一選挙区支部の部2支出総額の項
 中「58,869,132」を「58,745,425」に、「7,187,806」を
 「7,311,513」に改め、同部3本年収入の内訳の項中
 「7,088,000」を「7,208,000」に、「12,804,635」を
 「12,684,635」に改め、同部4支出の内訳の項中
 「8,794,475」を「8,742,426」に、「62,618」を「10,569」
 に、「50,074,657」を「50,002,999」に、「24,230,000」を
 「24,158,342」に、「5,930,000」を「5,730,000」に改め、
 同部5寄附の内訳(年間5万円を超えないもの)の項中
 「沖 隆邦」 60,000 福岡県福岡市 「」を
 「沖 隆邦」 60,000 福岡県福岡市 「」に、
 佐藤 宗ノ子 90,000 板橋区 「」を
 「糸井商事総」 60,000 群馬県高崎市 「」を
 あすなろ保育園 90,000 板橋区 「」を
 「糸井商事総」 60,000 群馬県高崎市 「」に
 改める。
 自由民主党小金井総支部の部1収入総額の項中
 「3,234,079」を「3,238,079」に、「2,458,088」を
 「2,462,088」に改め、同部2支出総額の項中「2,818,993」
 を「2,820,793」に、「415,086」を「417,286」に改め、同
 部3本年収入の内訳の項中「1,144,000」を「1,148,000」に、
 「268人」を「269人」に改め、同部4支出の内訳の項中
 「1,811,477」を「1,813,277」に、「454,700」を

<p>「456,500」に改める。</p> <p>日本共産党東京都委員会の部1収入総額の項中「1,500,851,856」を「1,518,851,856」に、「1,442,951,752」を「1,460,951,752」に改め、同部2支出総額の項中「1,407,100,496」を「1,425,100,496」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「3,233,992」を「21,233,992」に、「1,741,460」を「19,741,460」に</p> <p>「公費負担」を170,000に</p> <p>「公費負担」を170,000に</p> <p>供託振替国債払渡 18,000,000に</p> <p>改め、同部4支出の内訳の項中「995,961,882」を「1,013,961,882」に、「4,900,000」を「22,900,000」に改め、同部5資産の内訳の項中</p> <p>「1台」を2,929,500に</p> <p>「1台」を2,929,500に</p> <p>金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券</p> <p>(種類) (取得年月日)</p> <p>国債 平成25年3月14日</p> <p>(数量及び銘柄) (取得の価格)</p> <p>円</p> <p>利付国債30年10回 6,000,000</p> <p>(種類) (取得年月日)</p> <p>国債 平成25年3月14日</p> <p>(数量及び銘柄) (取得の価格)</p> <p>円</p> <p>利付国債20年136回 12,000,000に</p> <p>改める。</p>	<p>日本共産党東京都中野地区委員会の部1収入総額の項中「58,383,835」を「72,467,835」に、「57,522,066」を「71,606,066」に改め、同部2支出総額の項中「57,598,225」を「71,682,225」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「29,645,838」を「43,729,838」に改め、同部4支出の内訳の項中「25,258,871」を「39,342,871」に</p> <p>「寄附・交付金」を871,9618に</p> <p>「寄附・交付金」を871,9618に</p> <p>「寄附・交付金」を871,9618に</p> <p>その他の経費 14,084,000に</p> <p>改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中</p> <p>「黒田 謙一」を199,000に</p> <p>「黒田 謙一」を199,000に</p> <p>「黒田 謙一」を199,000に</p> <p>西本 健次 14,084,000に</p> <p>改め、同部6資産の内訳の項中</p> <p>「160,208㎡」を19,128,360に</p> <p>「160,208㎡」を19,128,360に</p> <p>「160,208㎡」を19,128,360に</p> <p>(所在) (取得年月日)</p> <p>中野区 平成25年10月23日</p> <p>(面積) (取得の価格)</p> <p>円</p> <p>81.03㎡の2分の1 13,815,000に</p> <p>「163,379㎡」を86,500,000に</p> <p>「163,379㎡」を86,500,000に</p> <p>(所在) (取得年月日)</p> <p>中野区 平成25年10月23日</p> <p>(床面積) (取得の価格)</p> <p>円</p>	<p>1 階 64.59㎡、2 階 269,000に</p> <p>62.10㎡の2分の1</p> <p>改める。</p> <p>民主党東京都新宿区支部の部1収入総額の項中「4,037,114」を「3,637,114」に、「3,715,000」を「3,315,000」に改め、同部2支出総額の項中「1,878,172」を「1,478,172」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,137,000」を「737,000」に改める。</p> <p>伊藤修後援会の部2支出総額の項中「102,522,005」を「9,980,318」に、「3,208,912」を「3,480,599」に改め、同部4支出の内訳の項中「8,406,507」を「8,134,820」に、「2,119,149」を「1,847,462」に改める。</p> <p>つひひまやみを育むる会の部1収入総額の項中「8,943,227」を「9,343,227」に、「5,240,000」を「5,640,000」に改め、同部2支出総額の項中「1,242,103」を「1,642,103」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「3,600,000」を「4,000,000」に、「3,500,000」を「3,900,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中</p> <p>「民主党」を2,000,000に</p> <p>「民主党」を2,000,000に</p> <p>「民主党」を2,000,000に</p> <p>民主党東京都第1区総支部 400,000 新宿区</p> <p>改める。</p> <p>えぞえ亮一後援会の部1収入総額の項中「500,000」を「600,000」に、「100,000」を「200,000」に改め、同部2支出総額の項中「500,000」を「600,000」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「100,000」を「200,000」に改め、同部4寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中</p>
---	--	--

<p>「100,000」を「200,000」に改める。</p> <p>川松真一朗後援会の部2支出総額の項中「2,043,531」を「1,903,531」に、「254,089」を「394,089」に改め、同部4支出の内訳の項中「1,370,675」を「1,230,675」に、「839,339」を「699,339」に改める。</p> <p>河野ゆうき後援会の部2支出総額の項中「8,200,699」を「8,463,239」に、「991,658」を「729,118」に改め、同部4支出の内訳の項中「3,648,756」を「3,911,296」に、「2,315,892」を「2,578,432」に改める。</p> <p>酒井大史後援会の部1収入総額の項中「7,528,880」を「7,708,880」に、「4,820,660」を「5,000,660」に改め、同部2支出総額の項中「4,570,924」を「4,750,924」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「その他の収入 4,065」を「その他の収入 184,065」に</p> <p>「1件 10万円未満のもの 4,065」を</p> <p>「1件 10万円未満のもの 4,065」を</p> <p>1件 10万円以上のもの 180,000 に</p> <p>金銭以外のものによる寄附相当分 180,000」を</p> <p>改め、同部4支出の内訳の項中「2,873,834」を「3,053,834」に、「689,966」を「869,966」に改める。</p> <p>中村ひろしを支える会の部1収入総額の項中「12,559,189」を「12,626,737」に、「12,409,687」を「12,477,235」に改め、同部2支出総額の項中「12,244,373」を「12,311,921」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「11,797,486」を「11,795,034」に、「9,687,486」を「9,685,034」に、「497,000」を「567,000」に</p> <p>「忘年会 227,000」を</p>	<p>「忘年会 227,000」に</p> <p>東京湾振興会 70,000」を</p> <p>改め、同部4支出の内訳の項中「6,416,981」を「6,484,529」に、「6,327,881」を「6,395,429」に、「459,540」を「527,088」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中「8,280,986」を「8,278,534」に改める。</p> <p>山田忠昭後援会の部1収入総額の項中「7,896,485」を「8,979,830」に、「750,096」を「1,833,441」に改め、同部2支出総額の項中「7,331,296」を「6,941,151」に、「565,189」を「2,038,679」に改め、同部4支出の内訳の項中「3,935,498」を「3,545,353」に、「3,136,956」を「2,746,811」に、「1,509,494」を「1,119,349」に改める。</p> <p>渋谷区歯科医政連盟の部2支出総額の項中「842,788」を「802,788」に、「1,422,234」を「1,462,234」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「526,000」を「566,000」に、「12,000」を「52,000」に、「127,000」を「87,000」に</p> <p>「区政を聞く会 87,000」を</p> <p>自民党躍進の集い 40,000」を</p> <p>「区政を聞く会 87,000」に</p> <p>改め、同部4支出の内訳の項中「475,608」を「435,608」に、「264,000」を「224,000」に改める。</p> <p>滝沢会の部1収入総額の項中「1,875,848」を「1,770,848」に改め、同部2支出総額の項中「1,875,848」を「1,770,848」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,095,848」を「990,848」に改め、同部4支出の内訳の項中「819,930」を「714,930」に、「384,930」を「279,930」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超</p>	<p>えをの)の項中「1,095,848」を「990,848」に改める。</p> <p>ひめがきの会の部1収入総額の項中「4,831,421」を「4,700,942」に、「1,379,738」を「1,249,259」に改め、同部2支出総額の項中「798,222」を「798,852」に、「4,033,199」を「3,902,090」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,379,219」を「1,248,740」に、「68,935人」を「62,437人」に改め、同部4支出の内訳の項中「798,222」を「798,852」に、「632,020」を「612,650」に、「138,242」を「20,000」に、「27,960」を「166,202」に改める。</p>
<p>●東京都選挙管理委員会告示第六十六号</p> <p>平成二十七年三月一日執行の台東区長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。</p> <p>平成二十七年六月十八日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p>		

27 選第85号

裁 決 書

千葉県習志野市本大久保2-4-6-501

審査申立人 垣内 常子

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成27年4月24日に提起された、平成27年3月1日執行の台東区長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件選挙における選挙の効力に関し不服があるとして、平成27年3月13日に台東区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)に対し、異議の申出(以下「本件異議申出」という。)をしたところ、区委員会は、同年4月3日、本件異議申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をしたため、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 区委員会の原決定は、日本国憲法及び国際人権規約に照らして審理されておらず、また、本件選挙の立候補予定者説明会の開催日時に関する事実認定に誤りがあることから、破棄されるべきである。

(2) 立候補のために高額の供託金を課し、供託金没収点に達しない候補者の供託金を没収することを定める公職選挙法第92条から第94条までの規定は、立候補の自由を著しく阻害し、収入によって立候補者を差別しており、女性に対する賃金差別の激しい日本国においては、女性の立候補をも著しく制限している。これは日本国憲法第14条第1項、第15条第1項及び第3項並びに第44条の規定に違反するとともに、市民的及び政治的権利に関する国際規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約にも違反するから、このような制度のもとで行われた本件選挙は公正ではなく、無効である。

(3) 区委員会は、本件選挙の立候補届出書類の受付にあたり、申立人が提出した供託証明書に記載された供託者氏名(「垣内つね子」)が、申立人の戸籍に記載されている氏名の文字(「垣内常子」と異なることを理由に、供託証明書の訂正が確認されるまで届出を受けず、また、その訂正方法について適切な教示をしなかった。これは選挙妨害行為であり、日本国憲法第15条第1項及び第3項並びに第21条、市民的及び政治的権利に関する国際規約、公職選挙法第225条第2号及び第3号の規定に違反するため、本件選挙を無効とし、申立人に対して供託金を返還するとともに、台東区長選挙をやり直すことを求める。

裁 決 の 理 由

当委員会は、平成27年4月24日に提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、公職選挙法(以下「法」という。)第216条第2項において準用する行政不服審査法第15条第1項第4号に規定する審査申立の理由を欠いていると認められたため、申立人に補正を命じた。

その後、平成27年5月12日に申立人から補正のための書面の提出を受けた当委員会は、当該補正の結果、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものとなったことを認め、これを受理し、区委員会からは弁明書及び関係資

料の提出を受け、申立人からは反論書及び関係資料の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。
その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続きに関して明文の規定に違反すること、または直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」(最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手続きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決)とされている。

2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 申立て理由(1)について

区委員会の原決定が、日本国憲法及び国際人権規約に照らして審理されていらないという申立人の主張は、本件選挙の管理執行とは関係なく、選挙無効の要件に該当しないため、審理の対象とすべきものではない。

また、本件選挙の立候補予定者説明会の開催日時に関する原決定の事実認定に誤りがあるという申立人の主張については、平成27年5月20日に区委員会から提出された弁明書においても認められているところであるが、本件選挙を有効とした原決定の判断に影響を及ぼすものではないから、このことをもって原決定を取り消すべき事由とは認められない。

したがって、これらの点について申立人の主張は理由がない。

(2) 申立て理由(2)について

申立人は、供託金制度は違憲であり、その下で執行された本件選挙は無効である旨を主張する。

しかし、区委員会は、法に基づき選挙を管理執行する義務を負うのであり、法第92条の規定により立候補の届出をしようとする者に供託金を納めさせることや、法第93条の規定により一定の得票数に達しなかった候補者が納めた供託金を没収することは、法の定めた手續であって、申立人の上記主張は、申立人独自の見解にとどまり、採用することはできない。

したがって、この点について申立人の主張は理由がない。

(3) 申立て理由(3)について

区委員会は、法に基づき選挙を管理執行する義務を負うのであり、法第86条の4、法施行令第88条及び第89条の規定により、供託書には候補者となるべき者の戸籍簿に記載された氏名を記載するように求めること、あるいは、供託書に記載された氏名が候補者となるべき者の戸籍簿に記載された氏名と異なることを理由に立候補の届出を受理しないことは、何ら選挙の規定に違反しない。

また、法には供託書の訂正に関する規定はないため、その教示の有無や、教示内容の適不適は、選挙の効力に関する審査の申立ての審理の対象とすべきものではない。

したがって、これらの点について申立人の主張は理由がない。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。

よって、原決定を取り消す理由はなく、また、本件選挙を無効とすべき理由もないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第40条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成27年6月10日

東京都選挙管理委員会
委員長 尾崎正一

公職選挙法第203条の規定により、この判決に不服があるときは、当委員会を被告として、この判決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

告示(海区漁調)

●東京漁調指示第六号

東京海区(小笠原海域に限る。)における船舶を使用した底魚、かつお及びまぐろの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成二十七年六月十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(採捕の禁止)

一 東京海区(小笠原海域に限る。)において、総トン数六十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。また、小笠原村陸岸から三海里以内の海面において、総トン数十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十七年七月一日から平成二十八年六月三十日までとする。

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認

証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八條において準用する同規則第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十七年五月十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人知的資源イニシアティブ

三 代表者の氏名
高山 正也

四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区神田神保町二丁目三十番 神保町ハウスR〇四

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、意見交換や議論を行うためのフォーラムを開催するなどの知的情報資源（図書、雑誌、辞典類、データベース、インターネット情報源など）の整備・活用に関する調査研究事業、図書館等の設置者や運営者に対して助言を行う知的情報施設の設置・運営に関する支援事業、パンフレットの作成や配布、ホームページの開設などの知的情報資源の整備・活用に関する啓発事業を行う。これらの活動により、知的情報資源の構築とそれを利用した知的サービスの普及、発展、向上に必要な施策や提案を、関係者及び広く社会に提案し、実現していくことによって、知的サービ

スを基盤とする、創造的で活力あふれる社会の確立に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本ビーチ文化振興協会

三 代表者の氏名
朝日 健太郎

四 主たる事務所の所在地
東京都中央区新川一丁目一番七号

五 定款に記載された目的
この法人は、水辺や海岸における環境保全および防災対策を図り、広く一般市民に対して、ビーチスポーツおよびマリンスポーツの普及促進を図りつつ、人々が健康で安全に楽しめる海辺利用の創出に関する事業を行い、ゆとりある社会の構築に貢献するとともに、多様な市民活動を支援し、スポーツの振興を通じて日本における市民活動の定着と基盤整備に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人CANPANセンター

三 代表者の氏名
山田 泰久

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目二番二号 日本財団ビル五階
五 定款に記載された目的
この法人は、日本の公益活動に携わる者、またはそれをサポートする者に対し、ウェブサイトを使った情報提供およびコミュニケーションをサポートする事業を行い、日本国内の公益活動の活性化に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十七年五月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人The Asia Foundation アジア財団

三 代表者の氏名
Suzanne E. Siskel

四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区西早稲田二丁目三番十八号 アバコビル五階 CSO ネットワーク気付

五 定款に記載された目的
この法人は、日本と米国を含むアジア太平洋圏の国々の相互理解を深め、国際協力を推進するために、知的交流事業、開発支援事業などを通して、国際社会における日本の社会貢献活動を促進し、より良い社会を目指し公共と民間機関の連携を推進する。また、国際協力に関心を持つ人たちに対して情報と参画の機会を提供することにより、日本の市民社会が国際協力活動に積極的に取り組むための環境を整え、もってアジア太平洋地域の平和と繁栄に寄与することを目的とする。（以上原文のまま

掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピー・エル・シー

三 代表者の氏名

白杵 克浩

四 主たる事務所の所在地

東京都日野市西平山三丁目二番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は、主に多摩地域の高齢者とその家族及び、子育て中の人達を支援するために、ボランティア組織のネットワーク作り等の地域に根ざした活動を通して人々やさしい共生社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人 Peace Field Jap

an

二 代表者の氏名

村橋 靖之

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町一丁目四十番地 豊明ビル

三〇一号

四 認定の有効期間

平成二十七年六月二日から平成三十二年六月一日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

二 代表者の氏名

仲 厚吉

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋茅場町二丁目八番八号 共同ビル

(市場通り)

四 認定の有効期間

平成二十七年六月三日から平成三十二年六月二日まで

一 名称

特定非営利活動法人金融知力普及協会

二 代表者の氏名

金子 昌資

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

四 認定の有効期間

平成二十七年六月八日から平成三十二年六月七日まで

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変

更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十八日

一 名称

特定非営利活動法人国境なき医師団日本

二 代表者の氏名

加藤 寛幸

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区馬場下町一番地一 早稲田S I Aビル三階

階

一 名称

特定非営利活動法人豊かな大地

二 代表者の氏名

住岡 浩二

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野六丁目九番三号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年六月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

日野市万願寺五丁目一番三十
二及び同番四十四
立川市幸町一丁目二十一番
地一
株式会社アステイク
代表取締役 宮谷 祐介

日野市南平四丁目九番一の
部、同番一地先、同番二の
部、同番二十五及び同番二十
六の一部
千代田区九段南三丁目五番
五号
株式会社SIP
代表取締役 松本 佳祐
千代田区丸の内二丁目二番
三号
株式会社フージャースアベ
ニユー
代表取締役 森 俊哉

あきる野市山田字芝木五百十
九番一及び同番七
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

立川市一番町一丁目四十八番
六及び同番七
東大和市上北台一丁目四番
地の十七
株式会社クライスコーポレ
ーション
代表取締役 丸身 忠

立川市西砂町六丁目五十五番
三並びに同番四及び同番五の
各一部並びに同番十五
東大和市上北台二丁目一番
地の十九
株式会社ダイエーコーポレ
ーション
代表取締役 狩野 敬吾

東大和市桜が丘四丁目三百十
七番一の一部、同番二十六及
び同番二十七の一部
東大和市芋窪二丁目二千十
七番地
高杉 登

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 112-0002

